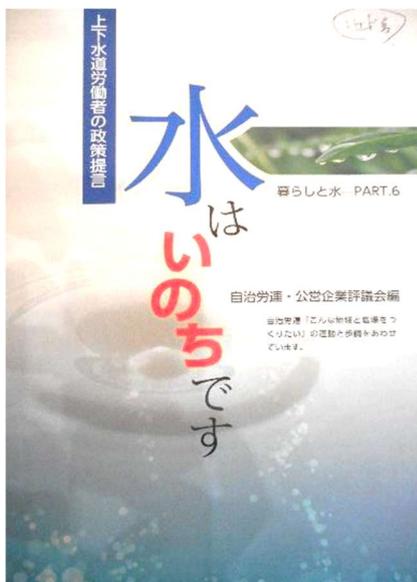


- 国は、水道事業は危機的状況であり、基盤強化のため水道法を改正し、広域化と官民連携をセットで進めるとしています。
- この水道法改正をきっかけに住民の関心は高まっていますが、将来にわたって安全・安定的な持続可能な水道事業を構築するためには「水道は住民の財産」という感覚を磨いていくことが重要です。
- 世界では民営化の反省から、再公営化と同時に住民参画の仕組みが模索されていますが、住民への情報公開だけでなく事業経営にも意見反映できる仕組みへと発展させ、住民と共に水道事業の経営を考えていく次の段階へ進もうとしています。

## 水はいのちです 暮らしと水 part 6.3

# 公営水道を再構築する

## 水道事業の広域化と民営化への対案③ 住民参加



○広域化は住民から水の意識を遠ざけ、自分たちの水がどこから流れてくるのか見えにくくなります。

○水のある所に人の営みは生まれ、まちができました。水道はまちづくりの根幹的な事業として位置づけられ、流域全体を考えた水利用を調整する必要があります。

○私たち、自治労連公企評は、地域の水源を大事にし、地理的条件に適した水道事業が持続できるよう、住民とともに水道システムを考えられる仕組みを求めています。

○今回は、公営水道の発展形としての住民参加の仕組みについて、政策提言をまとめました。



水はいのちです part6・2018年8月発行

本：500円、CD版：1000円 ※送料別

私たち、自治労連公企評に結集する水道労働者は、地域住民のために持続可能な水道事業を考え、住民と共に貴重な公共の財産である水をまもっていく立場で、活動をしています。

この資料は、公企評政策本「水はいのちです Part6」の補足資料として作成しました。

「水はいのちです Part6」の購読は【自治労連公企評】HPより注文書をダウンロードしてご注文ください。

※本資料を組織外へ配布もしくは転載する場合は、配布方法、目的など事務局までご連絡ください。

## 水道は住民の財産です

### 具体的対案③ 住民参加

#### 反対・賛成の両極論ではなく建設的な議論へ

これまでも様々な施策に対し、反対か賛成かの両極対決に終始し、議論の到達点を見出す努力は尽くされてきませんでした。結果、国が示す「ありき」の結論に対して意思表示をする住民の「反対」運動だけが取り上げられ、対案を含む議論が不十分なままです。

国会での水道法「改正」論議も、わずかな審議時間で採決が強行され、維新の会の質疑で「与党が賛成討論を行えないのは残念だ」と発言する状況では、公共性が極めて高く、福祉事業である水道事業について「どのような運営形態がよいのか」など話し合われる余地はありませんでした。

#### 公営企業の発展形をめざす

私たち自治労連公企評は、単純に水道民営化反対と叫んでいるわけではありません。part 6.2 公民連携で述べたように、水道事業の運営には民間企業との連携は必須だからです。

私たちが住民と共に水道事業を考える立場に立つのは、コンセッション方式が「住民の財産である水道施設を使って利潤を生み出す仕組みであり、そのツケは将来、住民が支払うことになる」ことと、諸外国の失敗を学べば「わざわざ利潤、報酬、配当を含む水道料

金を選択」する必要はないからです。

そして、地方公営企業の存続と発展により、水道事業の現状を解決する対案を示し、地域住民が水道経営に参画する仕組みを模索する必要があるからです。

公民連携の「民」とは、住民だけを指すのではなく、地域住民である地場産業の民間企業も「自分たちの水道」という意識を持つことが重要です。

私たちが目指すのは、地方公営企業の発展形であり、住民が所有し経営参加する公営企業です。

#### 国、自治体の責務とは

水道事業の目的は、水道法第 1 条 清浄・豊富・低廉です。

水道法 2 条では、国、自治体、国民に

具体的対案の柱

- ① 公公連携
- ② 公民連携強化
- ③ 住民参加
- ④ 財源確保
- ⑤ 技術・技能
- ⑥ 流域連携・水循環

#### 再公営化、そして市民参加の水道事業へ①

2010 年に再公営化を果たしたフランスパリのオー・ド・パリ社の最高意思決定機関である統治評議会は合計 20 人で、13 名の市議会議員、2 名の労働者の代表、2 人の管理職、3 人の市民組織代表から成っている。市民組織代表は環境団体、消費者団体とともに下記のパリ水オブザバトリーの代表者である。加えて、投票権はないが科学者と参加型民主主義の専門家が一名ずつ加わる。

このモデルはフランスを超えて他の国々の公営水道にも影響を与え、パリ市だけでなく再公営化したグレンノーブル市やモンペリエ市でも、新たな公営事業者の統治評議会に市民社会の代表者が参加できるようになり、並行して「市民オブザバトリー（観測所）」のような市民と水道公社をつなぐ組織も設立された。市民水オブザバトリーは単に市民のフォーラムを超えて、市民参加や利用者の関与を追求する恒久組織として公社の企業ガバナンスに組み込まれている。

「水の適正利用」を責務としていることから、安全（清浄）で安定（豊富）した水の供給をできるだけ安く（低廉）行うことが水道事業の役割であり、水は「たくさん売って儲ける」ものではありません。

その水道事業の安定的運営には「人、もの、金」が必要なことは言うまでもありません。「金」すなわち財政問題について国は「水需要が低下し財政が厳しくなる」とさかんに危機感をあおりますが、財務省の意向を受け受益者負担（水道料金）を高める方向へ動き、基本方針（案）では、住民に対し相応の負担を求める方向性を示そうとしています。

しかし、国・自治体は安全な水の供給に責任を持つ必要があり、財源も一定保証した上での受益者負担でなくてはなりません。

※Part 6. 4 で詳しく触れます。

## 住民参加の仕組みとは

住民参加の仕組みにまず必要なことは徹底した情報公開ですが、現在の公務の現場では、厚生労働省「統計問題」に象徴されるように政治的圧力に屈する形で情報がねじ曲げられ、企業の利益代表者が政府諮問機関の構成メンバーに入り国の重要政策を決定していく状態です。

これでは、行政と住民の間で、冷静で建設的な議論など望めません。

世界の水道事業民営化の失敗事例が教えることは、企業は利益を優先し情報公開が行われないことで、経営状態が非常に不透明となることですが、浜松市や宮城県のコンセッション導入計画段階から情報が公開されない状況です。

これに対し、現在の上水道事業の経営形態である地方公営企業は、基礎自治体の議会により住民の代表である議員が経営状況を監視し、経営方針決定にも関与することが可能です。この議会制民主主義の仕組みを大切にしつつ住民参加を発展させる手法について、明確な施策案を持ち合わせていませんが、ヒントは生まれつつあります。（囲み参照）

## 水の文化をつくる

2014年に施行された水循環基本法は、水の憲法と期待される理念法で、法に基づき策定された水循環基本計画では、流域連携の推進について流域の総合的かつ一体的な管理の枠組みが必要として、流域マネジメントを求めています。（平成27年7月閣議決定 水循環基本計画）

### 再公営化、そして市民参加の水道事業へ②

パリ市では2014年より投資予算の一部（5%）を市民参加型予算に割り当てる新しい取り組みが始まった。住宅、環境、交通、連帯（ホームレス支援）関連の住民提案があり、初年より公共空間の水道水給水スタンドの増設はパリ水オプザバトリーで議論され市民提案の一つとして提出された。その後住民による投票を経て新しく40の給水スタンドの設置が決まり200万ユーロの予算が配分された。ちなみにパリ市全体の市民参加型予算の2015年の採択プロジェクトの予算額は、7500万ユーロ（ほぼ99億円）で2016年にはその規模が、提案数及び投票者数で世界最大に成長した。水道水給水スタンド（現在市内に200カ所）の設置は、環境負荷が非常に高いペットボトルの使用量、廃棄量を減らすだけではない。街の至るところにある1000の公共噴水もオー・ド・パリ社が管轄する大事な施設だ。これらは路上生活者や厳しい状況を迫られる難民にとっては大切な命綱であり、これらの人々の水を得る権利を守っている。

囲み①②はNGO トランスナショナル研究所・岸本聡子提供

そして、水循環基本計画 第2部1(2)において、流域マネジメントとは、行政などの公的機関、事業者、団体、住民がそれぞれ連携して活動することと定義され、白書第2章1節「流域における総合的かつ一体的な管理」では、水循環基本計画の取組について述べられ、健全な水循環を維持又は回復させるための取組は、単に問題が生じている箇所・地先のみに着目するだけでなく流域全体を視野に入れることが重要としています。

その具体化を図るため白書では、自然条件や社会条件を踏まえ、水循環の健全性の実態を把握した上で、当該流域の課題に即した効果的、効率的な施策を検討ことが求められるとしています。

憲法の下で生まれた、水道法と水循環基本法は、生存権の保障である水を公共財として扱い、地域住民の積極的参加を促すものです。

### 水の教育・学習の機会を

水循環に関する教育の推進は水循環基本計画の9本の柱の内、重要な柱と位置づけられています。

小学校4年生の教育、社会見学では水道の仕組みを学びます。この取り組みは、水道局の訪問を通じて、私たちが飲んでいる水の生い立ちと、そこに携わる人たちの絶え間ない努力の一端を学びますが、その後の教育において健全な水循環や水の公共性について学ぶ場は限定的であると言わざるを得ません。

日本では当たり前のように「安全な水」が供給されますが、決して水に恵まれているわけではなく、先人たちが水源を守り、水資源を確保する施設を建設し、私たちが今その恩恵を授かっているというだけです。

水は地球上の生物にとって欠かせない公共財であり、一方で農業、工業、商業とあらゆる人の活動において無くてはならないものです。その重要性から持続可能な社会を学ぶために「水」はとても良い教材です。

したがって、小中高大の各過程における教育の役割は重要で、「水で利益を上げる仕組み」の愚かさに気づき、住民参加による水道事業経営を行う上での基盤として、水に関する教育の充実を図る必要があります。

### 水の流れがみえる水行政を

水道法の目的を達成するには、無理なく水を得られ、浄化して自然に返す上下水道システムと、その流れが住民に見えることが大切です

そのためには、水道法第1条、2条を理解することが大事で、自治体も住民も水の適正利用に努めることを徹底し、当面、一人当たりの水使用量・1日200Lへの住民合意を得ていくことを目標とします。

その目標に基づき将来の水需要計画を策定し、水源から施設規模を見直していきます。



## 労働組合の役割

労働組合が「民営化反対」運動をするとき、推進勢力からは「既得権益擁護」という反撃を受けます。

しかし、労働組合の第一義的目的は「労働者の権利向上」ですから、企業の利潤追求により民間労働者も含めた全体の労働条件低下を招く民営化に対案を示し、行動することは労働組合の最もたる役割であり、憲法に保障された権利ですから、民間労働者の労働組合とも連携していきます。

また、現場・技術・経営を知る労働者としての情報発信について、本来、正しい情報提供と住民との対話は地方公営企業が積極的に行うべきものですが、その仕組みが未成熟な状況においては、地方公営企業職員として許される範囲で、公開されている情報の解説などを住民に対して行う役目もあるでしょう。

そして、労働組合が「イデオロギーにより行動している」という批判に対しては、住民参加が、地域循環型経済や省エネルギー型施設など『住民のための水道』を視野に入れた行動であれば、新自由主義という「イデオロギー」との対決であると捉え、住民と共に水道事業を考えていく立場を貫きます。

そのためには、住民から預かる大切な水道施設を大事に使い、住民に信頼される公務労働を行うことを労働組合の方針とし、水道事業の経営形態は住民が決めることを大切にしながら、「水の自治」が成熟する過程に参加していきます。

## 広域化と住民参加

広域化は基礎自治体の議会から遠ざかることとなり、民意が反映されにくい仕組みになります。例えば、広域化により企業団（地方自治法上の一部事務組合）を設立する場合は企業団議会に経営方針が委ねられ、都道府県が統合母体となる場合は、県議会へと移ります。

こうした例を考えると、企業団設立や都道府県水道事業への統合の場合は、住民参加型の水道事業経営への道から遠ざかる結果となるでしょう。

水道事業は、社会的・地理的条件から整備するものであり、とりわけ良質な水源確保が重要となります。

住民は「安全な水」に大きな関心を寄せていますが、上下流地域の役割の違いを理解し合いながら話し合いを進めなくては、人口の多い都市部の意見が重視され、水源保全に必要な山間部の住民の意見は反映されなくなります。

### 見えなくなった水道! 香川県広域化

全県広域化を行った香川県ですが、現在はまだ市町ごとの事務所があり、従来通りの業務をしています。市町によっては、この事務所の予算・決算書が地方議会に配られ、簡単な報告を行うところもありますが、企業団本部が統括している広域整備は全く見えません。本部が行なう工事について、「なんの工事ですか?」と住民が地元の窓口に問い合わせても職員が把握していない状況です。また、企業団議会開催後の公表で、水道料金を消費税増税分値上げする条例改正が行われたことを知って「驚く!」ことも起きました。

住民に「姿の見えない水道にならないように」と、企業団発足直後から、情報提供と重要な政策決定に住民の意見が反映されるよう「水道事業運営審議会」に準じる組織を各市町単位で設置するよう要請してきました。企業団からは「ブロック統括センターが発足すれば、住民も委員として加わる経営懇談会・地区別意見交換会を設置する予定」と回答を得ていますが、年1回の会、料金値上げの時だけ、といったアリバイ的な場ではなく、中身のある会にするため、住民とともに住民参加の仕組みを模索しています。

香川県・丸亀市議・中谷まゆみ

## 広域独占「水」企業、民営化への監視

広域化は、基礎自治体の議会の関与が限定的となるとともに、住民の関心が薄れることとなり、民営化への道筋を容易する手法として警戒しています。

例えば、市議会で民営化計画が否決された奈良市は、奈良県が広域化計画を推進していますが「広域化を先に行い」民意の届かないところで民営化を進める意図が感じられます。

したがって、今後、進む広域化においても住民参加の仕組みを同時につくる必要性があります。

## 身の丈にあった水道施設へ

水道事業経営への住民参加は、水という人類共通の共有財産の管理を通じて、水を得ることの難しさから水源を大事にする風土を生み、水を適正に利用するという土壌が育成されていくでしょう。

そして、現在の水道事業の危機を招いた過大な水需要予測に基づく「過大な水道施設」の問題に気付き、大量消費社会への反省へとたどり着きます。

そのとき、水のある所に人の営みは生まれ、まちができた歴史を振り返り、水道はまちづくりの根幹的な事業として位置づけられ、流域全体を考えた水利用を調整する住民参加への道へと進んでいくのでしょうか。

地方自治体および地方公営企業は、水道事業の本来の目的である福祉の増進を忘れることなく、効率性を求めながらも、地域、流域の水資源を考えた「身の丈に合う」持続可能な水道事業を再構築していく責務があります。

## 水はいのちです 暮らしと水 part 6.3

### 水道事業の広域化と民営化への対案③ 住民参加

発行 2019年7月16日



世界では一度民営化された水道事業の再公営化が始まっていますが、民間企業へ経営を委ねた反省から、再公営化とともに水道事業経営への住民参加の仕組みについて模索が始まっ

ています。

水は人権であり、水という公共財を扱うのは、利潤を目的とする民間企業には任せられないものです。

まちづくりの中心に水政策がすわり、住民が参加する、水の自治をめざします。

自治労連・公企評は、地方公営企業の発展形を目指し、住民とともに公営水道を考えていく立場です。

作成：自治労連公営企業評議会

事務局：名古屋水道労働組合

名古屋市中区三の丸三丁目1-1

TEL052-971-3105

